

鳥取県公報

平成16年11月26日(金) 号外第180号

每週火 金曜日発行

目 次

告示

鳥取県告示第924号

昭和52年鳥取県告示第255号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後

改 正 前

- 1 略
- 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

<u>島取市</u>国府町栃本字茨池611 - 1から611 - 5まで、612 - 1、612 - 2、612 - 3、613 - 1から613 - 4まで、614、615 - 1、615 - 2、616 - 1から616 - 5まで、617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、618 - 1、618 - 2、国府町菅野字菅野向山82、82内3、82内4、82 - 1、82内6から82内13まで、84、国府町菅野字茨池41 - 1、41 - 2、42から53まで、45内1、51内1、53内1、国府町菅野字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、59 - 1、59 - 2、59 - 3、国府町菅野字前田29 - 2、30 - 1、30 - 2、31、31 - 1、32 - 1、32 - 2、36 - 3、36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次1、38、39、40、41 - 3、

- 1 略
- 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

国府町栃本字茨池611 - 1から611 - 5まで、612 - 1、612 - 2、612 - 3、613 - 1から613 - 4まで、61 4、615 - 1、615 - 2、616 - 1から616 - 5まで、617 - 1、617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、61 8 - 1、618 - 2、菅野字菅野向山82、82内 3、82内 4、82 - 1、82内 6から82内13まで、84、菅野字茨池41 - 1、41 - 2、42から53まで、45内 1、51内 1、53内 1、菅野字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 - 2、59 - 1、59 - 2、59 - 3、菅野字前田29 - 2、30 - 1、30 - 2、31、31 - 1、32 - 1、32 - 2、33 - 1、33 - 2、34、34内 1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 - 3、36 - 4、37 - 1、37 - 2、37 - 3、37次 1、38、39、40、41 - 3、41 - 4、菅野字鳥居の前28 - 2、菅野字

2 平成16年11月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報

(号外)第180号

41 - **4**、<u>国府町</u>菅野字鳥居の前28 - **2**、<u>国府町</u>菅野字 鳥居の上70、71 - **1**の一部(次の図に示す部分に限る。)

41 - 4、国府町菅野字鳥居の前28 - 2、国府町菅野字 | 鳥居の上70、71 - 1の一部(次の図に示す部分に限る。)

鳥取県告示第925号

昭和52年鳥取県告示第582号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
 1 略 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 南部町馬場字宮の前1-1、2、2-1、5、6- 1、馬場字若宮の前260 	 1 略 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域 西伯町馬場字宮の前1-1、2、2-1、5、6-1、馬場字若宮の前260

鳥取県告示第926号

昭和55年鳥取県告示第1180号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域西伯郡 <u>南</u> <u>部町</u> 八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全域	1 略 2 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域西伯郡 <u>西</u> <u>伯町大字</u> 八金字金華山1229、1230、1231及び1232の全 域

鳥取県告示第927号

昭和59年鳥取県告示第715号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

- 2 県自然環境保全地域の区域

鳥取市佐治町古市地内の箕渕頭首工から佐治町余戸 地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに佐 治町大井、佐治町森坪、佐治町高山、佐治町加瀬木、 佐治町加茂及び佐治町余戸の各一部(面積42.8ヘクター ル。次の図のとおりとする。)

- 1 略
- 2 県自然環境保全地域の区域

八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余 戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに 大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木、大字加 茂及び大字余戸の各一部(面積42.8ヘクタール。次の 図のとおりとする。)

鳥取県告示第928号

昭和62年鳥取県告示第876号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 県自然環境保全地域の区域 <u>島取市用瀬町</u> 樟原字椎ノ木川402 - 1、404 - 1及び 405 - 1並びに <u>用瀬町川中</u> 字六郎木谷761 - 1の一部 (面積23.0ヘクタール。次の図のとおりとする。)	1 略 2 県自然環境保全地域の区域 八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川402 - 1、404 - 1 及び405 - 1並びに大字川中字六郎木谷761 - 1の一部 (面積23.0ヘクタール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第929号

昭和63年鳥取県告示第1214号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

後 改 īF 改 īΕ 前 1 略 1 略

- 2 県自然環境保全地域の区域

鳥取市河原町北村字下笹原492 - 1 及び492 - 2、字 権現943 - 1、字権現向490の一部、490次3、491及び 491 - 3の各一部、491次3、491 - 14、491 - 15及び

- 2 県自然環境保全地域の区域

<u>八頭郡河原町大字</u>北村字下笹原492 - **1**及び492 - **2**、 字権現943 - 1、字権現向490の一部、490次3、491及 び491 - 3の各一部、491次3、491 - 14、491 - 15及び 491 - 19から491 - 21までの各一部、491 - 22から491 - 491 - 19から491 - 21までの各一部、491 - 22から491 -

27まで、491 - 28、491 - 30、491 - 32及び491 - 33の各 一部並びに491 - 34から491 - 37まで並びに字舩谷ヨリ 下笹原892 - 1の一部、892 - 103及び892 - 104(面積 3.0ヘクタール。次の図のとおりとする。)

27まで、491 - 28、491 - 30、491 - 32及び491 - 33の各 一部並びに491 - 34から491 - 37まで並びに字舩谷ヨリ 下笹原892 - 1の一部、892 - 103及び892 - 104(面積 3.0ヘクタール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第930号

平成3年鳥取県告示第653号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改正前
1 略 2 県自然環境保全地域の区域 <u>鳥取市気高町</u> 殿字上布勢平509、512、513、516、 517、520から523まで、524から528まで、528次 1、 529から531まで、533から536まで、536次 1、537及び 553 - 1から553 - 4まで(面積8.7ヘクタール。次の 図のとおりとする。)	1 略 2 県自然環境保全地域の区域 <u>気高郡気高町大字</u> 殿字上布勢平509、512、513、516、 517、520から523まで、524から528まで、528次1、 529から531まで、533から536まで、536次1、537及び 553 - 1から553 - 4まで(面積8.7ヘクタール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第931号

平成10年鳥取県告示第742号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 県自然環境保全地域の区域 <u>鳥取市鹿野町</u> 河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2ヘクタール。次の図のとおりとする。)	1 略 2 県自然環境保全地域の区域 <u>気高郡鹿野町大字</u> 河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2 ヘクタール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第932号

平成13年鳥取県告示第576号(県自然環境保全地域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 県自然環境保全地域の区域	1 略 2 県自然環境保全地域の区域
東伯郡 <u>湯梨浜町</u> 大字原字ニノ順禮の一部(面積2.2	東伯郡 <u>泊村</u> 大字原字ニノ順禮の一部(面積2.2へク
ヘクタール。次の図のとおりとする。)	タール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第933号

昭和52年鳥取県告示第258号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改 正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改

正後の欄中下線が引かれた部分に改める。				
改 正 後	改 正 前			

1及び2 略

- 3 地区の区域設定に関する計画
- (1) 特別地区

名	称	菅 野 特 別 地 区
X	域	<u>鳥取市国府町</u> 栃本字茨池の一部、 <u>国府町</u>
		<u>菅野</u> 字茨池、字前田の全域及び字菅野向
		山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の一
		部
総「	面 積	18.5ヘクタール

(2) 野生動植物保護地区

名 称	菅野野生動植物保護地区
保護すべ	オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセン
き野生動	ゴケ、カキツバタ、ヨシ
植物の種	
類	
区域	<u>鳥取市国府町</u> 栃本字茨池の一部及び <u>国府</u>
	町菅野字菅野向山、字茨池の一部
総面積	2.6ヘクタ - ル

(3) 普通地区

名	称		菅	野	普	通	地	X	
X	域	鳥取す	市国府	可丁板	本字	茨池	の一き	部	

1及び2 略

- 3 地区の区域設定に関する計画
- (1) 特別地区

名	称	菅 野 特 別 地 区
X	域	<u>岩美郡国府町大字</u> 栃本字茨池の一部、 <u>大</u>
		字菅野字茨池、字前田の全域及び字菅野
		向山、字五反田、字鳥居の前、字鳥居の
		一部
総□	面積	18.5ヘクタール

(2) 野生動植物保護地区

菅野野生動植物保護地区
オオミズゴケ、サワギキョウ、モウセン
ゴケ、カキツバタ、ヨシ
<u>岩美分国府町大字</u> 栃本字茨池の一部及び
大字菅野字菅野向山、字茨池の一部
2.6ヘクタ・ル

(3) 普通地区

名 称	菅 野 普 通 地 区
区域	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部

総 面 積 2.0ヘクタール

4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別 地区	菅明	野 特 別 地	2 区
区域	島取市国府町 菅野字茨池、 字菅野向山の 一部及び <u>国府</u> 町栃本字茨池 の一部	野字茨池、 菅野字鳥居の 菅野向山の 上の一部 部及び <u>国府</u> 栃本字茨池	
総面	4.7ヘクタール		13.8ヘクター
積			ル
伐採	禁伐とする。	禁伐とする。	30パーセント
の方	ただし、支障	ただし、森林	以内の択伐と
法及	木は伐採する	の群落構成を	する。ただし、
び限	ことができる。	変える等、自	森林の群落構
度		然環境に著し	成を変える等、
		い変化を招く	自然環境に著
		おそれの少な	しい変化を招
		い場合には単	くおそれの少
		木択伐(択伐	ない場合には
		率現在蓄積の	2ヘクタール
		10パーセント	以内の皆伐
		以内)を行う	(伐区は <u>努め</u>
		ことができる。	<u>て</u> 分散する)
			を行うことが
			できる。

牧	予生動植 物保護地 ☑名	_	菅野野生動植物保護地区	
D	<u> </u>	或	<u>鳥取市国府町栃本</u> 字茨池の一部、 <u>国府町</u>	
			<u>菅野</u> 字菅野向山の一部及び字茨池の一部	
幺	総面 積	ŧ	2.6ヘクタール	
1:	は採の方	5	禁伐とする。ただし、支障木は伐採する	
17	よ及び陥	艮	ことができる。	
馬	₹			

5 保全のための施設に関する計画 保全施設の整備計画は、次のとおりとする。 総 面 積 2.0ヘクタール

4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別			
地区	菅雪	野 特別 地	ł X
名			
区域	岩美郡国府町	岩美郡国府町	<u>岩美郡国府町</u>
	<u>大字菅野</u> 字茨	<u>大字</u> 菅野字鳥	<u>大字栃本</u> 字茨
	池、字菅野向	居の上の一部	池の一部、大
	山の一部及び		<u>字菅野</u> 字鳥居
	<u>大字栃本</u> 字茨		の前の一部、
	池の一部		字前田、字茨
			池の全域及び
			五反田、字菅
			野向山の一部
総面	4.7ヘクタール		13.8ヘクター
積			ル
伐採	禁伐とする。	禁伐とする。	30パーセント
の方	ただし、支障	ただし、森林	以内の択伐と
法及	木は伐採する	の群落構成を	する。ただし、
び限	ことができる。	変える等、自	森林の群落構
度		然環境に著し	成を変える等、
		い変化を招く	自然環境に著
		おそれの少な	しい変化を招
		い場合には単	くおそれの少
		木択伐(択伐	ない場合には
		率現在蓄積の	2ヘクタール
		10パーセント	以内の皆伐
		以内)を行う	(伐区は <u>つと</u>
		ことができる。	<u>めて</u> 分散する)
			を行うことが
			できる。

野生動植 物保護地 区名	菅野野生動植物保護地区
区域	岩美郡国府町大字栃本字茨池の一部、大字菅野字菅野向山の一部及び字茨池の一部
総面積	2.6ヘクタール
伐採の方 法及び限 度	禁伐とする。ただし、支障木は伐採する ことができる。

5 保全のための施設に関する計画 保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種 類	設置位置	概 要
標識		
注意標	地点 1 (<u>鳥取市国府</u>	特別地区内の立入
	<u>町栃本</u> 字茨池617 -	禁止及び自然保護
	5)	の根拠について記
		載
案内板	地点 2 (<u>鳥取市国府</u>	指定地域間相互の
	<u>町栃本</u> 字茨池617 -	位置関係を記載
	35)	
解説板	地点 3 (<u>鳥取市国府</u>	周辺の自然環境
	<u>町栃本</u> 字茨池617 -	(地形、地質、植
	35)	生)を記載
略		

施設の種 類	設 置 位 置	概 要
標識		
注意標	地点 1 (<u>国府町大字</u>	特別地区内の立入
	<u>栃本</u> 字茨池617 - 5)	禁止及び自然保護
		の根拠について記
		載
案内板	地点 2 (<u>国府町大字</u>	指定地域間相互の
	<u>栃本</u> 字茨池617 - 35)	位置関係を記載
解説板	地点 3 (<u>国府町大字</u>	周辺の自然環境
	<u>栃本</u> 字茨池617 - 35)	(地形、地質、植
		生)を記載
略		

鳥取県告示第934号

昭和52年鳥取県告示第584号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改 正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前 1及び2 略 1及び2 略

3 地区の区域設定に関する計画 特別地区

名	称	馬 場 特 別 地 区
X	域	西伯郡 <u>南部町</u> 馬場字宮の前1-1、2、
		2 - 1、5、6 - 1及び字若宮の前260
総正	面積	3.7ヘクタール

4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別地区	馬 場 特 別 地 区
区域	西伯郡 <u>南部町</u> 馬場字宮の前1 - 1、2、 2 - 1、5、6 - 1及び字若宮の前260
	2 - 1、5、6 - 1及()字若宮()削260

3 地区の区域設定に関する計画 特別地区

名和	尔	馬場特別地区
X	域	西伯郡 <u>西伯町大字</u> 馬場字宮の前1-1、
		2、2-1、5、6-1及び字若宮の前
		260
総面	積	3.7ヘクタール

4 保全のための規制に関する計画 木竹の伐採に関する計画は、次のとおりとする。

特別	地区	馬場特別地区
名		场场付加地区
X	域	西伯郡 <u>西伯町大字</u> 馬場字宮の前1-1、
		2、2-1、5、6-1及び字若宮の前
		260

総面積	3.7ヘクタール
伐採の方	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を
法及び限	変える等、自然環境に著しい変化を招く
度	おそれの少ない場合には、単木択伐(択
	伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行
	うとができる。

5 保全のための施設に関する計画 保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種 類	設置位置	概要
標識		
注意標	地点 1 (西伯郡 <u>南部</u>	自然保護の必要性
	町馬場字宮の前6-	及び立入りに関す
	1)	る注意事項を記載
解説板	地点 2 (西伯郡 <u>南部</u>	植生について記載
	町馬場字宮の前1-	
	1)	
表示板		樹種の紹介
略		

総面積	3.7ヘクタール		
伐採の方	禁伐とする。ただし、森林の群落構成を		
法及び限	変える等、自然環境に著しい変化を招く		
度	おそれの少ない場合には、単木択伐(択		
	伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行		
	うとができる。		

5 保全のための施設に関する計画 保全施設の整備計画は、次のとおりとする。

施設の種 類	設置位置	概要
標識		
注意標	地点 1 (西伯郡 <u>西伯</u>	自然保護の必要性
	<u>町大字</u> 馬場字宮の前	及び立入りに関す
	6 - 1)	る注意事項を記載
解説板	地点 2 (西伯郡 <u>西伯</u>	植生について記載
	<u>町大字</u> 馬場字宮の前	
	1 - 1)	
表示板		樹種の紹介
略		

鳥取県告示第935号

昭和55年鳥取県告示第1181号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

1~3 略

4 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称	金華山特別地区
位置及び	西伯郡南部町八金字金華山1229、1230、
区域	1231及び1232の全域
総面積	6.1ヘクタール

5 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことのできる木竹の 伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。 1~3 略

4 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称	金 華 山 特 別 地 区			
位置及び	西伯郡 <u>西伯町大字</u> 八金字金華山1229、			
区域	1230、1231及び1232の全域			
総面積	6.1ヘクタール			

5 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第16条第3項に規定する同条第4項の許可を受けないで行うことのできる木竹の 伐採の方法及びその限度は、次のとおりとする。

区 域	西伯郡 <u>南部町</u> 八金字金華山の 一部
伐採の方法及びその 限度	択伐(択伐率現在蓄積の30パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(一伐区の面積は2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させる。)を行うことができる。
総 面 積	6.1ヘクタール

6 保全のための施設に関する事項 保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名 称種類	位	置	工種	摘	要
標識	西伯郡區金字金華		新設	注意標館	解説板
略					

区 域	西伯郡 <u>西伯町大字</u> 八金字金華 山の一部
伐採の方法及びその 限度	択伐(択伐率現在蓄積の30パーセント以内)によるものとする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、小面積皆伐(一伐区の面積は2ヘクタール以内、伐区はつとめて分散させる。)を行うことができる。
総 面 積	6.1ヘクタール

6 保全のための施設に関する事項 保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名 称種類	位	置	工種	摘	要
標識	西伯郡 字八金	5伯町大 字金華山	新設	注意標的	解説板
略					

鳥取県告示第936号

3 略

昭和59年鳥取県告示第716号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 止 後
 改 止 雨

 1 略
 1 略

 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。
 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名	称	佐 治 特 別 地 区
X	域	<u>鳥取市佐治町古市</u> 地内の箕渕頭首工から
		<u>佐治町余戸</u> 地内の高谷川の合流点までの
		佐治川の河川敷並びに <u>佐治町大井</u> 、 <u>佐治</u>
		<u>町森坪、佐治町高山、佐治町加瀬木</u> 及び
		<u>佐治町加茂</u> の各一部
面	積	18.8ヘクタール

 名 称
 佐 治 特 別 地 区

 区 域
 八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余戸地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木及び大字加茂の各一部

 面 積 18.8ヘクタール

3 略

4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の	種類	位	置	工種
標	戠	鳥取市佐治町森坪、 木、佐治町加茂及で 地内		新設
略				

4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類		位	置	工種
標	識	八頭郡佐治村大字森坪、 瀬木、大字加茂及び大字 内		新設
略				

鳥取県告示第937号

昭和62年鳥取県告示第877号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

- 1 略
- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称		洗足山特別地区
区域		鳥取市用瀬町樟原字椎ノ木川405 - 1の
		一部
面	積	13.55ヘクタール

- 3 腔
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位	置	工種
巡視歩道	(起点) <u>鳥取市用</u>	瀬町 樟原字椎	新設
	ノ木川(洗	足山県自然環	
	境保全地域	界)	
	(終点) <u>鳥取市用</u>	<u>瀬町</u> 川中字六	
	郎木谷(洗	足山県自然環	
	境保全地域	界)	
標識板	<u>鳥取市用瀬町</u> 樟原	及び <u>用瀬町川</u>	"
	<u>中</u> 地内		

- 1 略
- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称		洗 足 山 特 別 地 区
X	域	八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 -
		1の一部
面	積	13.55ヘクタール

- 3 略
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位置	工種
巡視歩道	(起点) <u>八頭郡用瀬町大字</u> 樟原	新設
	字椎ノ木川(洗足山県自	
	然環境保全地域界)	
	(終点) <u>八頭郡用瀬町大字</u> 川中	
	字六郎木谷(洗足山県自	
	然環境保全地域界)	
標 識 板	<u>八頭郡用瀬町大字</u> 樟原及び <u>大字</u>	"
	<u>川中</u> 地内	

鳥取県告示第938号

昭和63年鳥取県告示第1215号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改

正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

- 1 略
- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称		北 村 権 現 特 別 地 区
区域		<u>鳥取市河原町</u> 北村字下笹原492 - 1及び
		492 - 2並びに字権現943 - 1
面 積		1.8ヘクタール

- 3 略
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の	の種類	位	置	工種
標	識	鳥取市河原町北村	 寸地内	新設

- 1 略
- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名 称		北 村 権 現 特 別 地 区
区域		八頭郡河原町大字北村字下笹原492 - 1
		及び492 - 2 並びに字権現943 - 1
面	積	1.8ヘクタール

- 3 略
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の	D種類	位	置	工種
標	識	八頭郡河原町大	<u>字</u> 北村地内	新設

鳥取県告示第939号

平成3年鳥取県告示第654号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

- 1 本地域は、<u>鳥取市気高町</u>殿地内に古くから湧出し、 鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水 池一帯に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草 の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林 を形成している布勢平神社の社叢及び同神社を取りま き、一体となって良好な自然環境を保持し、かつ、布 勢の清水の水源域ともなっている森林の区域である。
- 1 本地域は、<u>気高町大字</u>殿地内に古くから湧出し、鳥取県の名水にも選定されている布勢の清水及び湧水池一帯に自生する本県では貴重なバイカモなどの水草の群生地並びに同清水の背後にあって、優れた天然林を形成している布勢平神社の社叢及び同神社を取りまき、一体となって良好な自然環境を保持し、かつ、布勢の清水の水源域ともなっている森林の区域である。

本地域のうち、優れた天然林で構成される社叢及び 湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環 境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名称

领	誕		特	別	地	X	
X	域	鳥取市	鳥取市気高町殿字上布勢平533				
面	積	0.1へク	タール	l			

- 3 略
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の種類		位	置	工種
標	識	<u>鳥取市気高町</u> 殿地内		新設

本地域のうち、優れた天然林で構成される社叢及び 湧水量の豊富な布勢の清水の区域は特に優れた自然環 境であるので特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名称

気	鳜		特	別	地	X	
X	域	<u>気高郡気高町大字</u> 殿字上布勢平533					
面	積	0.1へク	タール	V			

- 3 略
- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設σ	種類	位	置	工種
標	識	気高郡気高町大	字殿地内	新設

鳥取県告示第940号

平成10年鳥取県告示第743号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改 正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

前

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正

- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名	称	鹿 野 河 内 特 別 地 区
X	域	鳥取市鹿野町河内字妙見谷ノ上4410
面	積	1.2ヘクタール

- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設0	D種類	位	置	工種
標	識	<u>鳥取市鹿野町</u> 河	内字妙見谷ノ上	新設
		4410		

- 1 略
- 2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

改 正

名	称	鹿野河内特別地区
X	域	気高郡鹿野町大字河内字妙見谷ノ上4410
面	積	1.2ヘクタール

- 4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の	0種類	位	置	工種
標	識	気高郡鹿野町大	<u>字</u> 河内字妙見谷	新設
		ノ上4410		

鳥取県告示第941号

平成13年鳥取県告示第578号(県自然環境保全地域に関する保全計画の決定について)の一部を次のように改 正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 改 正 後 改 īF 前

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、東伯郡湯梨浜町大字原地内の原池及び原 川の一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、 希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、 トンボ類を中心とする昆虫類、メダカ類等の魚類、カ イツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重 な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生 育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その 適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名	称	X	域	面積
原池	特別	東伯郡 <u>湯梨湖</u>	<u>(町</u> 大字原字二	1.8 ヘクタ
地区		ノ順禮の一部	ß	ール

3 自然環境の保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定 する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとす る。

湖沼又は湿 原の名称	位置	面積
原 池	東伯郡 <u>湯梨浜町</u> 大字原字ニノ	1.8 🔨
	順禮の一部 (原池特別地区内)	クター
		ル

4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の 種類)名称	位	置	エ	種
標	識	東伯郡 <u>湯梨浜町</u> 順禮	[大字原字二丿	新	設
略					

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、東伯郡泊村大字原地内の原池及び原川の 一部を含む潟湖の状況が残されている区域であり、希 少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、ト ンボ類を中心とする昆虫類、メダカ類等の魚類、カイ ツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な 湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生 育する中心的な原池の区域を特別地区に指定し、その 適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項 特別地区は、次のとおりとする。

名	称	X	域	面積	
原池特別		東伯郡 <u>泊村</u> 大字原字二ノ順		1.8 ヘクタ	
地区		禮の一部		ール	

3 自然環境の保全のための規制に関する事項 鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定 する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとす る。

湖沼又原の名		位	置	面積
原 池		東伯郡 <u>泊村</u> 大字	原字二ノ順禮	1.8 ^
		の一部(原池特	別地区内)	クター
				ル

4 自然環境の保全のための施設に関する事項 自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の 種類)名称	位	置	I	種
標	識	東伯郡 <u>泊村</u> 大字	原字二ノ順禮	新	設
略					

鳥取県告示第942号

昭和55年鳥取県告示第1182号(県自然環境保全地域の特別地区の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

1

(1)及び(2)略

(3) 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡<u>南部町</u>八金字金華山1229、1230、1231、12 32

2

(1)及び(2)略

(3) 特別地区に含まれる土地の区域

鳥取市国府町菅野字鳥居の上71 - 1(次の図に示 す部分に限る。)、70、字菅野向山82、82内3、82 内4、82-1、82内6から82内13まで、84、字茨池 41 - **1**、41 - **2**、42から53まで、45内**1**、51内**1**、 53内 1、字五反田54、55、56、57 - 1、57 - 2、58 -2、59-1、59-2、59-3、字前田29-2、30-1, 30 - 2, 31, 31 - 1, 32 - 1, 32 - 2, 33 - 1, 33 - 2、34、34内 1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 -3、36-4、37-1、37-2、37-3、37次1、38、 39、40、41 - 3、41 - 4、字鳥居の前28 - 2、国府 町栃本字茨池611 - 5、613 - 1から613 - 4まで、 614、615 - **1**、616 - **1**から616 - **5**まで、617 - **1**、 617 - 3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、 617第17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33か ら617 - 36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、 618 - **1** \ 618 - **2**

3~5 略

6

(1)及び(2)略

(3)特別地区に含まれる土地の区域西伯郡南部町馬場字宮の前1-1、2、2-1、

5、6-1、字若宮の前260

7 略

(1)及び(2) 略

1232

(3) 特別地区に含まれる土地の区域 西伯郡<u>西伯町大字</u>八金字金華山1229、1230、1231、

2

(1)及び(2)略

(3) 特別地区に含まれる土地の区域

岩美郡国府町大字菅野字鳥居の上71 - 1(次の図 に示す部分に限る。) 70、字菅野向山82、82内3、 82内4、82-1、82内6から82内13まで、84、字茨 池41-1、41-2、42から53まで、45内1、51内1、 53内1、字五反田54、55、56、57-1、57-2、58-2、59-1、59-2、59-3、字前田29-2、30-1, 30 - 2, 31, 31 - 1, 32 - 1, 32 - 2, 33 - 1, 33 - 2、34、34内 1、35 - 1、35 - 2、36 - 2、36 -**3**、36 - **4**、37 - **1**、37 - **2**、37 - **3**、37次**1**、38、 39、40、41 - 3、41 - 4、字鳥居の前28 - 2、大字 栃本字茨池611 - 5、613 - 1から613 - 4まで、614、 615 - 1、616 - 1から616 - 5まで、617 - 1、617 -3、617 - 5、617 - 6、617内14、617第16、617第 17、617 - 20、617 - 21、617 - 22、617 - 33から617 -36まで、617 - 40、617 - 45から617 - 48まで、618 -**1**、618 - **2**

3~5 略

6

(1)及び(2)略

(3) 特別地区に含まれる土地の区域西伯郡西伯町大字馬場字宮の前1-1、2、2-2-

1、5、6-1、字若宮の前260

7 略

鳥取県告示第943号

昭和59年鳥取県告示第717号(県自然環境保全地域の特別地区の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 特別地区の区域 鳥取市佐治町古市地内の箕渕頭首工から佐治町余戸	2 特別地区の区域 八頭郡佐治村大字古市地内の箕渕頭首工から大字余
地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに佐	<u>戸</u> 地内の高谷川の合流点までの佐治川の河川敷並びに
<u>治町大井</u> 、 <u>佐治町森坪</u> 、 <u>佐治町高山</u> 、 <u>佐治町加瀬木</u> 及	<u>大字大井、大字森坪、大字高山、大字加瀬木</u> 及び <u>大字</u>
び <u>佐治町加茂</u> の各一部(面積18.8ヘクタール。次の図	<u>加茂</u> の各一部(面積18.8ヘクタール。次の図のとおり
のとおりとする。)	とする。)

鳥取県告示第944号

平成13年鳥取県告示第580号(県自然環境保全地域の特別地区の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 特別地区の区域 東伯郡 <u>湯梨浜町</u> 大字原字二ノ順禮の一部(面積1.8 ヘクタール。次の図のとおりとする。)	1 略 2 特別地区の区域 東伯郡 <u>泊村</u> 大字原字二ノ順禮の一部(面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。)

鳥取県告示第945号

昭和62年鳥取県告示第878号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正す る。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略	1 略
2 特別地区の区域	2 特別地区の区域

<u>鳥取市用瀬町</u>樟原字椎ノ木川405 - 1の一部(面積1 3.55ヘクタール。次の図のとおりとする。)

3 H2

八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木川405 - 1の一部 (面積13.55ヘクタール。次の図のとおりとする。)

3 略

鳥取県告示第946号

昭和63年鳥取県告示第1216号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 特別地区の区域 <u>鳥取市河原町</u> 北村字下笹原492 - 1 及び492 - 2 並びに字権現943 - 1 (面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略	1 略 2 特別地区の区域 <u>八頭郡河原町大字</u> 北村字下笹原492 - 1及び492 - 2 並びに字権現943 - 1 (面積1.8ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略

鳥取県告示第947号

平成 3 年鳥取県告示第655号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 特別地区の区域 <u>鳥取市気高町</u> 殿字上布勢平533(面積0.1ヘクタール。 次の図のとおりとする。) 3 略	1 略 2 特別地区の区域 <u>気高郡気高町大字</u> 殿字上布勢平533(面積0.1ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略

鳥取県告示第948号

平成10年鳥取県告示第744号(県自然環境保全地域の特別地区等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
1 略 2 特別地区の区域 <u>鳥取市鹿野町</u> 河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2へクタール。次の図のとおりとする。) 3 略	1 略 2 特別地区の区域 <u>気高郡鹿野町大字</u> 河内字妙見谷ノ上4410(面積1.2 ヘクタール。次の図のとおりとする。) 3 略

鳥取県告示第949号

昭和55年鳥取県告示第1183号(県自然環境保全地域特別地区の野生動植物保護地区の指定について)の一部を 次のように改正する。

平成16年11月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前			
1	1			
(1)~(3) 略	, (1)~(3)略			
(4) 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域	(4) 野生動植物保護地区に含まれる土地の区域			
<u>鳥取市国府町栃本</u> 字茨池617 - 20、 <u>国府町菅野</u> 字	<u>岩美郡国府町大字栃本</u> 字茨池617 - 20、 <u>大字菅野</u>			
菅野向山84、字茨池42、43	字菅野向山84、字茨池42、43			
2 略	2 略			

18	平成16年11月26日	金曜日	馬	収	県	7	较	(号外 <i>)</i> 第180号